平成28年6月23日(木)

愛知県尾張県民事務所 知多県民センター

環境保全課 環境保全グループ

担当 礒貝、吉田

電話 0569-21-8111(代表)

内線 262、264

愛知県環境部水地盤環境課

規制・土壌グループ

担当 柘植、宮本

内線 3045、3050

タ イヤルイン 052-954-6225

常滑市における地下水汚染に係る届出について

旧常滑市民病院で判明した土壌・地下水汚染(平成 28 年 2 月 24 日公表:参考 2) について、常滑市病院事業管理者が地下水のモニタリングを実施したところ、新たに敷地境界付近の井戸でふっ素及びその化合物による地下水汚染が判明したことから、敷地外へ地下水汚染が拡散した可能性があるため、県民の生活環境の保全等に関する条例(平成 15 年愛知県条例第7号。以下「条例」という。)第40条第1項に基づき、本日、同管理者から届出がありました。

今後も管理者は、地下水のモニタリングを継続的に実施します。

県は、管理者に対し地下水汚染対策を適切に実施するよう引き続き指導するとともに、常滑市はじめ関係行政機関と連携して、周辺の井戸の水質調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

1 調査対象地

旧常滑市民病院

常滑市鯉江本町4丁目5番始め10筆等

2 届出内容

(1)届出年月日 平成28年6月23日(木)

(2) 調査実施期間

平成28年4月25日(月)から平成28年6月22日(水)まで

(3) 地下水調查項目

セレン及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

(4) 地下水調査結果(地下水基準は4ページ参照)

調査項目のうち、ふっ素及びその化合物が次表のとおり敷地境界付近の井戸 3本のうち1本で新たに条例に規定する地下水基準を超過しました。

| 特定有害物質名 | 測定結果 | 地下水基準 |
|----------------|----------------------------------|-----------|
| ふっ素及び その化合物 | 0.86mg/L (1.08倍) ^注 | 0.8mg/L以下 |

注:()内は地下水基準に対する倍率を示す。

3 今後の対応

管理者は、地下水のモニタリングを継続的に実施します。

県は、管理者に対し地下水汚染対策を適切に実施するよう引き続き指導するとともに、 常滑市はじめ関係行政機関と連携して周辺の井戸の水質調査及び井戸所有者に対する情 報提供等を実施します。

管理者の連絡先

常滑市民病院 事務局管理課 成田、青木

住所 常滑市飛香台3丁目3番地の3

電話 0569-47-6817 (管理課直通)

調査対象地の概要 5

調査対象地の面積: 約17,548 m²

特定有害物質の使用状況等: 当該地は、昭和34年頃から平成27年5月まで旧常 滑市民病院の敷地として使用されており、病院内の検査室において六価 クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化 合物、ふっ素及びその化合物を含む薬品の使用がありました。



O 基準を超過した特定有害物質について

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、 $0.9\sim1.2 mg/L$ の濃度で $12\sim46\%$ の人に軽度の斑状歯が発生することが報告されており、最近いくつかの 研究では、1.4 mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加する とされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助 食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考:環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

○ 県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年愛知県条例第7号)(抄)

(汚染の拡散防止のための措置等)

第40条 土壌汚染等調査を行った特定有害物質等取扱事業者又は第39条第4項若しくは前条第2項の土壌汚染等調査を行った土地の所有者等は、当該土壌汚染等調査の結果、当該土壌汚染等調査に係る土地の土壌又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、土壌汚染等対策指針に従い、当該土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の拡散の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、当該汚染の状況及び講じた応急の措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

 $2 \sim 6$ (略)

〇 地下水基準について

地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。

表 地下水基準(条例施行規則第37条)

| £ | 特定有害物質の名称 | 地下水基準 (mg/L) | | |
|-----------------|--------------------|-------------------------------------|--|--|
| 第1 | 四塩化炭素 | 0.002以下 | | |
| | 1,2-ジクロロエタン | 0.004以下 | | |
| | 1,1-ジクロロエチレン | 0.1以下 | | |
| | シスー1,2ーシ、クロロエチレン | 0.04以下 | | |
| 種性 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002以下 | | |
| 行定核 | ジクロロメタン | 0.02以下 | | |
| 特定有害物質性有機化合物) | テトラクロロエチレン | 0.01以下 | | |
| | 1, 1, 1 — トリクロロエタン | 1以下 | | |
| | 1, 1, 2 — トリクロロエタン | 0.006 以下 | | |
| | トリクロロエチレン | 0.03以下 | | |
| | ベンゼン | 0.01以下 | | |
| | カドミウム及びその化合物 | 0.01以下 | | |
| | 六価クロム化合物 | 0.05 以下 | | |
| 第 2 | シアン化合物 | 検出されないこと | | |
| 種重 | 水銀及びその化合物 | 水銀が 0.0005 以下、かつアル キル水銀が検出されないこと | | |
| E特定有害: 重金属等) | セレン及びその化合物 | 0.01以下 | | |
| 年等) | 鉛及びその化合物 | 0.01以下 | | |
| 物 質 | 砒素及びその化合物 | 0.01以下 | | |
| | ふっ素及びその化合物 | 0.8以下 | | |
| | ほう素及びその化合物 | 1 以下 | | |
| 第 3 | シマジン | 0.003以下 | | |
| 種(特農 | チウラム | 0.006 以下 | | |
| 定有完成薬等) | チオベンカルブ | 0.02 以下 | | |
| 善 | РСВ | 検出されないこと | | |
| 物 質 | 有機りん化合物 | 検出されないこと | | |

常滑市における土壌・地下水汚染に係る報告について

常滑市病院事業管理者は、常滑市民病院の移転に伴い旧常滑市民病院を廃止したため、県民の生活環境の保全等に関する条例(平成 15 年愛知県条例第7号。以下「条例」という。)第39条第2項に基づき土壌汚染等調査を実施しました。その結果、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物による土壌汚染並びにふっ素及びその化合物による地下水汚染が判明した旨、本日、同管理者から報告がありました。

土壌汚染が判明した場所は、概ねアスファルト舗装等によって覆われており、また、 敷地境界付近での地下水調査の結果、地下水基準に適合しており、地下水汚染の旧病 院敷地外への拡散は認められていません。

今後管理者は、地下水のモニタリングを実施し、汚染の拡散がないことを監視していく予定です。

1 調査対象地

旧常滑市民病院

常滑市鯉江本町4丁目5番始め10筆等

2 報告内容

- (1)報告年月日 平成28年2月24日(水)
- (2)調査実施期間平成26年6月9日(月)から平成28年2月23日(火)まで
- (3)調查項目
 - ア 土壌ガス

第一種特定有害物質(揮発性有機化合物)全11物質

- イ 土壌溶出量
 - 第二種特定有害物質(重金属等)全9物質
 - 第三種特定有害物質(農薬等)のうちポリ塩化ビフェニル
- ウ 土壌含有量

第二種特定有害物質(重金属等)全9物質

工 地下水

上記イで土壌溶出量基準を超過した物質(セレン及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物)

- (4)調査結果
 - ア 土壌ガス

全ての調査地点で検出されませんでした。

*土壌ガス調査で第一種特定有害物質が検出された場合は、追加調査として、 土壌溶出量を測定することとされています。

イ 土壌溶出量

調査項目のうち、セレン及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物が次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

| 特定有害 | 測定結果 | 土壌溶出量 | 最大値 | 基準超過土壌 | 超過区画数 |
|----------------|----------------------------------|----------------|--------|--------|----------|
| 物質名 | 最大値 | 基準 | 検出深度 | 検出深度 | /調査区画数注2 |
| セレン及び その化合物 | 0.26mg/L (26 倍) ^{注1} | 0.01mg/L 以下 | 0~0.5m | 0~1.0m | 1/217 |
| 砒素及び その化合物 | 0.15mg/L (15倍) ^{注1} | 0.01mg/L 以下 | 0∼0.5m | 0~6.0m | 18/217 |
| ふっ素及び その化合物 | 3.7mg/L (4.6倍) ^{注1} | 0.8mg/L 以下 | 0~0.5m | 0~4.0m | 30/217 |

注1:()内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2:調査対象地を10メートル格子で分割した区画数。

ウ 土壌含有量

調査項目のうち、鉛及びその化合物が次表のとおり条例に規定する土壌含有量基準を超過しました。

| 特定有害 | 測定結果 | 土壤含有量 | 最大値 | 基準超過土壌 | 超過区画数 | |
|-------|-----------------------|----------|---------|---------|----------------------|-------|
| 物質名 | 最大値 | 基準 | 検出深度 | 検出深度 | /調査区画数 ^{注2} | |
| 鉛及び | 4,200mg/kg | 150mg/kg | 2.0m | 0∼3.5m | 7/217 | |
| その化合物 | (28 倍) ^{注 1} | 以下 | ∠. UIII | ۷. VIII | 0° 5.5m | 1/211 |

注1:()内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注2:調査対象地を10メートル格子で分割した区画数。

工 地下水

調査項目のうち、ふっ素及びその化合物が次表のとおり条例に規定する地下水基準を超過しました。なお、地下水流向下流側の敷地境界付近では地下水基準に適合していました。

| 特定有害物質名 | 測定結果 最大値 | 地下水基準 | 超過地点数 / 調査地点数 |
|---------|---------------------|---------|---------------|
| ふっ素及び | 1.2mg/L | 0.8mg/L | 1/2 |
| その化合物 | (1.5倍) ^注 | 以下 | |

注:()内は地下水基準に対する倍率を示す。

(5) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、概ね建屋又はアスファルト舗装によって覆われており、また、地下水流向下流側の敷地境界付近では地下水基準に適合しており、地下水汚染の旧病院敷地外への拡散は認められていません。

3 事業者の対応

今後、管理者は、地下水流向下流側の敷地境界で地下水のモニタリングを実施し、 汚染の拡散がないことを監視していく予定です。

4 県の対応

事業者に対し、地下水モニタリング等の土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう に指導していきます。